

19 さやえんどう

A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型	露地・春まき (収穫期間1ヶ月)																										
除草剤 施用時期																											
主要 病害虫 発生 時期	*露地・春まき (収穫期間1ヶ月) 苗立枯性病害 うどんこ病 灰色かび病 ナモグリバエ ヒラス/ハナアザミウマ																										

【凡例】 作型図 ○は種、■は収穫、▲その他栽培管理法等
 主要病害虫発生時期図：——発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除
 注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
 - ・たい肥 (2 t / 10a) 施用を基本とした土づくり

(2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
 - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

(3) 雑草の防除

- 適期に中耕除草

(4) 病害虫の防除

- 化学的防除の効率化
 - ・ナモグリバエ対策として、生育期のジノテフラン粒剤株元処理と収穫期間の発生対応 (成虫食痕をみる) による有効薬剤の茎葉散布の体系により、茎葉散布回数を減らす。
- 発生モニタリングによる効率的防除
 - ・アザミウマ類対策として、粘着トラップを用いた発生増加の把握による薬剤防除開始時期の決定
 - ・ナモグリバエ対策として、さやえんどうの新梢の上位3葉の成虫食痕をみることにより、茎葉散布時期を決定
 - ・JAS有機適合資材である水和硫黄剤(×500)、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤(×750)、脂肪酸グリセリド乳剤(×600)、炭酸水素ナトリウム水溶剤(×800)、バチルス・ズブチリス水和剤(×500)をうどんこ病初発前～初発後5日以内から栽培終了まで1週間間隔で散布することで、化学合成殺菌剤を使用せずに、うどんこ病を防除できる。
- 耕種的防除
 - ・うどんこ病抑制対策として、たい肥の施用、株間・畝間を広げることによる草勢の維持
 - ・病害虫の発生源となる圃場周辺の雑草や作物残さ除去の徹底

(5) 植物成長調整剤の使用

- 使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

なし

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	13.0	8.0	2.0	4.0	3.0

注1 窒素肥沃度水準「低」の場合の基準である。

ただし、化学肥料施用量は窒素肥沃度水準「中」の基準を上限とする。

注2 たい肥1t当たり1kgの窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認めるが、1年間の施用量が5tを超えないものとする。

注5 たい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	基幹	臨機						基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計			
露地・春まき (収穫期間1ヶ月)	5	(1)	7	0	0	0	12	3	(1)	1	0	5	0	0	0	0	3	6	9

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
露地・春まき (収穫期間1ヶ月)	5/10	5/31	—	—	7/10	8/10	5/1	5/31	—	—	7/1	7/31	5/20	6/5	—	—	7/20	8/20

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する
場合がある。

G 注釈

●化学農薬の使用回数は収穫期間1月の露地春まき作型で設定しているため、他の作型では申請内容を検討する。

●土壌診断による施肥の適正化

生土培養窒素または熱水抽出性窒素の分析を行い(3年以内)、窒素肥沃度に応じた施肥を行う。

●ナモグリバエ対策として、産卵初発の確認による薬剤防除開始時期の決定

簡易にナモグリバエの成虫の発生を捉える方法として、さやえんどうの新梢の上位1～3位葉に付く新しい成虫食痕(直径1mm程度の白色の斑点)を調べ、多数の成虫食痕(15～20個以上/上位3葉)がみられる茎が主茎20茎当たり1茎以上ある場合、果実のがくで幼虫被害が出る可能性があるため、これを防除の目安とする。